

2008年3月12日

「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案及び免許状更新講習規則案について」
への意見

氏名 佐古田 博

性別・年齢 男・54歳

職業 団体役員（団体名：日本高等学校教職員組合）

住所 東京都千代田区二番町12-1 全国教育文化会館内 日本高等学校教職員組合気付

電話番号 03(3230)0284

意見

教員免許更新制については、下記の7点の理由から、そもそも制度そのものが根本的な矛盾を持っており、制度の導入と運用が成り立たないと考えます。従って、制度そのものを抜本的に見直すことが必要であり、少なくとも「省令」に基づく2009年度からの施行は延期すべきだと考えます。

第1に、教員の職務・職責を根底から脅かすことになることです。現在教壇に立つ教員の免許は終身有効の制度であり、それを前提に日々の教育活動を営み、生活設計を立ててきました。それが子どもたちと真っ直ぐに向き合い、研修に励んで自己の資質能力を向上させる基盤となってきました。それを期限付きに変更し、更新講習が認定されなかった場合、免許が失効し、同時に教員の職を失うこととなります。これは現行の教育基本法（2006年12月制定）第9条「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない」に違反します。

第2に、免許更新制が教員の資質向上に有効だという根拠はどこにも示されず、まして更新制によって教員免許を失効させ、失職させる根拠はまったくないという点です。そもそも教員免許更新制の発端となった教育改革国民会議報告（2000年12月）では、導入の根拠を「不適格教員の排除」としています。それに対して、中央教育審議会（中教審）は2002年2月の答申「今後の教員免許の在り方について」において、法的にさまざまな問題点があることをあげて、免許更新制に「慎重にならざるを得ない」との結論を出していました。つまり、「不適格教員の排除」に更新制が有効であるということに中教審自身が疑問を呈したのです。それを2006年7月の中教審答申では、わざわざ「更新制は、いわゆる不適格教員の排除を直接の目的とするものではなく」とし、教員の資質能力の向上を目的としています。資質能力の向上に免許更新制が有効であるという根拠はまったく示されていません。それどころか、第1の論点で述べたように、教員の身分が不安定な状態では研修の効果もあがらないことは、今日の学校現場の状況から考えれば容易に想像できることです。教員が安心とゆとりの中で研修してこそ、その効果があがることは明らかです。それでこそ中教審答申が求める「必要な刷新（リニューアル）」に応えることとなります。また、「問題のある教員」に対しては、現行の地方公務員法で十分に対処できます。教員免許更新制が、真面目に教育活動にとりくむ教員の排除につながることはあってはなりません。

第3に、教員免許制度の根本をくつがえすことになる点です。教員免許は、大学で所定の単位を修得し、教員として必要な知識・技術を習得することをもって、都道府県教育委員会から

授与されるものです。大学では必要な知識・技術を教えることはできても、教員としての「資質」「適格性」まで判断しているわけではありません。それは主として採用段階の判断と現職研修によって行われています。専門職であれば絶えざる研修が重要であることはいうまでもありません。しかし多数の人が更新講習を受講する免許更新制で、一律の基準で「資質」「適格性」を判断することは極めて困難であり、恣意的な運用で特定の教員の排除に悪用される危険性があります。

第4には、免許更新制の大きなカギとなる「講習の修了認定」が、いかなる基準と根拠をもとに行われるかが不明であることです。「規則案」では、講習の修了認定について、「修了の認定は、更新講習の開設者の行う試験により行う」としています。この「試験」がいかなるものか、これで「公平性」が確保できるのか、極めて疑問のある点です。そもそも30時間の講習と試験で多数の教員の「資質」「適格性」を判断するのは不可能です。他の教員養成機関で授与された教員免許の「有効性」を認定する根拠はあるのか、極めて疑問です。

第5は、講習開設者に大きな疑義があることです。「規則案」では、大学等の教員養成機関以外に、都道府県・政令指定都市等の教育委員会が講習開設者となっています。これに対して、都道府県教育長協議会は「都道府県教育委員会は教員の任命権者である」ことから、更新講習の開設者は大学とすべきとの意見を表明しています。これは、分限免職の権限を持つ都道府県教育委員会が、教員の身分を左右する更新講習の開設者となることは不相当であるとの考えからです。資質向上という観点からすれば、任免権を持つ機関が教員免許の失効と失職の権限を持つことは、教員免許制度の根幹と教員の身分を脅かすものです。

第6に、公的な免許制で更新制を導入するのが教員だけであり、著しく公平性・妥当性に欠ける点です。医師、弁護士、建築士など、国民の生命・財産・安全を守る重要な免許には更新制はありません。これらの職に絶えざる研修が必要であることはいうまでもありませんが、それが即ち更新制に結びつくものではありません。教育の質を向上させるためには、教員身分の安定と待遇の改善によって、優れた人材を確保することが重要です。世界で教員免許更新制を導入しているのがアメリカの一部だけであることからみても、免許更新制が資質向上に役立たないものであることは明らかです。教員養成に携わる大学関係者からは、教員の身分が不安定になることにより、教職をめざす優秀な学生の「教職離れ」を危惧する声が聞かれます。今日の教育環境を考えたとき、教員免許更新制の実施によってこうした事態が起こってはなりません。

第7には、更新講習に必要な費用の負担問題にまったく言及がなく、これを個人の負担とすることは極めて不当である点です。講習費用だけでなく、遠方から受講する人にとっては、交通費・滞在費等も相当の負担になります。また、休業中とはいえ教員は様々な職務を行っており、近年は多忙化と長時間過密労働が蔓延しています。他の教職員の負担増大も心配されます。こうした本人・職場への負担軽減や教育条件整備をまったく考えない制度設計では、資質向上という目的も達せられないことは火を見るより明らかです。

以上の諸点から、教員免許更新制は根本的な矛盾を持った欠陥制度であり、「教員免許を失効させ教員を失職させる制度」として成り立たないものです。従って、省令「改正」を見合わせ再検討すること、仮に免許更新制を導入する場合は、少なくとも更新講習を受講した教員はすべて認定することを基本とする制度とすべきとする意見を提出するものです。

以 上